破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１７２号
岐阜県中津川市本町２丁目４番16号
債務者　宮崎　彩子
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４８４号
静岡県熱海市桜木町12番12号
債務者　山田　和子
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
三重県多気郡明和町竹川665の５、住民票上の住所兵庫県神戸市垂水区西舞子３丁目15番３―306号
債務者　杉山恭美子
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第５４８号
鹿児島県鹿児島市高麗町27番14号　豊田ビル１階田平民雄方、住民票上の住所鹿児島市春山町1499番地21
債務者　大田　友美
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５５７号
鹿児島県日置市伊集院町郡１丁目77番地コーポ家村Ａ棟102
債務者　田淵ひとみ
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９９号
北海道滝川市扇町３丁目５番18号
債務者　中川記代美
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
北海道芦別市北７条西３丁目１番地　みずほ団地71号
債務者　松本　明子
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
北海道久遠郡せたな町瀬棚区元浦318番地
債務者　加我　元子
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４７９号
函館市船見町10番４号
債務者　岩崎　雅嗣
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６０号
新潟県新発田市真中2095番地
債務者　濵端　清臣
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１６１号
新潟県新発田市真中2095番地
債務者　濵端　タイ
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１６３号
新潟県新発田市八幡新田854番地
債務者　藤間　祐司
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１６４号
新潟県阿賀野市保田3891番地　市営源四郎団地Ａ棟205号
債務者　石井　寛奈
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１６６号
新潟県新発田市松岡甲1706番地
債務者　井上由美子
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１０４号
福岡県行橋市大字草野76番地31
債務者　吉田　千春
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
福岡県豊前市大字三毛門695番地１　県営住宅三毛門１棟304号
債務者　山口　則子（旧姓井出尾・吉田）
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
福岡県豊前市青豊17番地１　県営青豊団地309号
債務者　鈴木　良子
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係